

# 平成 29 年度第 2 回三浦市景観審議会 議事録

1 日 時 平成 30 年 2 月 15 日（木） 午前 10 時 00 分から正午まで

2 場 所 三浦市総合体育館 1 階 第 1・第 2 会議室

## 3 議 題

みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について

## 4 報告事項

- (1) 景観重要公共施設の取組みについて
- (2) みうらビューマップの最終案について
- (3) 景観学習の取組みについて

## 5 出席者

- (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、上野委員、名倉委員
- (2) 事務局 門崎都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、溝川主任
- (3) 傍聴人 0 人

## 6 議題等関係資料

- (1) 資料 1（議題 みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）
- (2) 資料 2（議題 みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）
- (3) 資料 3（議題 みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）
- (4) 資料 4（報告事項 2 みうらビューマップの最終案について）
- (5) 資料 5（みうらビューマップ最終案）
- (6) スライドの写し

## 7 議事

定刻に至り、事務局（門崎部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

出席者が半数（7 名中 7 名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

議題の選考にかかる部分については三浦市情報公開条例第 18 条ただし書の非公開事由に該当するため、非公開とすることを報告しました。

市より撮影許可申出があり、三浦市景観審議会運営要領第 7 条ただし書の規定に基づき、許可しました。

## ■議題 みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について

### 【鈴木会長】

議題の説明をお願いします。

### 【事務局】

今年度も三浦市観光協会と写真コンクールを協働開催いたします。写真の技術ではなく、景観の観点から特に優れた作品3点を選考し、みうら景観賞として表彰します。今年度については、前回の審議会の議論を踏まえ、「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」と副題を設け募集を行っています。

選考の流れについて説明いたします。写真コンクールの選考は、3段階に分けて実施します。まずは応募作品全てについて、事務局にて予備選考を行います。次に、予備選考通過作品について、書類選考を行います。書類選考通過作品について、最終選考を行い、みうら景観賞表彰作品を選考します。今回の審議会では、この最終選考を行います。

次に、各選考について個別にご報告します。予備選考は、選考基準に沿って行われました。選考基準は3点あります。1点目が撮影されている景観が三浦市内に位置する景観であることです。これは、三浦市内から眺望できるものも含まれます。2点目が撮影されている景観が公共の場から容易に眺望できる景観であることです。3点目がテーマに沿った作品であることです。今回は、1点目に関して1件、2点目に関して4件、3点目については、恣意的に作品を除外することは避け、歴史・伝統というテーマに明らかにそぐわない、動物等を接写した作品3点が除外されました。これにより、応募作品72点のうち、全ての基準を満たしている64点を予備選考通過作品といたしました。書類選考についてご説明します。予備選考通過作品の中から、景観の観点から優れた作品を各委員10点選考していただき、さらにこの10点のうち、特に優れた作品を3点推薦していただきました。各委員13票分の投票権を持ち、10点の選考作品に各1票、特に優れた作品3点にさらに各1票を投じられたものとして集計し、上位10位まで得票数で言うと3票以上のものを通過とし、64点の予備選考通過作品のうち、14点を書類選考通過作品といたしました。本日は、この書類通過作品の中から、みうら景観賞3点を選考します。

以上で選考の流れのご説明を終わります。

## 以降 選考にかかる部分は非公開

### 【鈴木会長】

「第三紀層 美の彼方に」「おんべやき」「お練りへ」を景観賞とするということによろしいでしょうか。それでは、議題についてはこれで終了ということによろしく願いいたします。

## ■報告事項1 景観重要公共施設の取組みについて

### 【鈴木会長】

報告事項1 景観重要公共施設の取組みについて、事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

報告事項1 「景観重要公共施設の取組みについて」ご説明します。スライドをご覧ください。

まず、景観重要公共施設について、前回審議会でもご説明いたしましたが、本日は、今後の指定に向けた取組みに当たっての基本的事項となります。手続、方針、周辺自治体の状況について紹介いたします。

景観計画区域内の道路や河川、都市公園、海岸、港湾等の良好な景観の形成に重要な役割を果たす公共施設を「景観重要公共施設」として位置付け、三浦市景観計画の中で整備に関する事項や占用許可等の基準を定めることができます。公共施設が周辺の景観づくりの先導的役割を担うことで、地域の骨格となる「景観軸」や拠点となります。これにより、公共空間の質の向上が図れます。整備に関する事項等を定める際には、公共施設の管理者と協議を行い、同意を得る必要があります。指定以降は、景観計画に即したかたちでの整備を行ってもらうことができます。

景観重要公共施設指定までの流れを簡略化すると、図のとおりとなります。まず、公共施設の管理者に対し、事前相談を行い、原案を作成します。次に作成した原案をもとに、景観法第9条第4項の規定に基づいた協議を行い、管理者の同意を得ます。その後、景観計画の運用にあたり、管理者と相互に連携する旨の協定を締結し、実際に景観計画の変更を行うこととなります。いまご説明した流れについて、景観審議会を中心にご説明します。まず、どの施設を景観重要公共施設に指定するかの候補選定を行います。次に、どのような整備基準とするかなどについて、素案を作成します。これをもとにして、公共施設管理者と原案を調整し、協議を進めます。協議内容がまとまりましたら、景観計画の変更が必要となります。計画の変更のための諮問を景観審議会に対して行います。その後、都市計画審議会に対し、意見聴取を行い、最終的な景観計画が決定した後、告示を行い、住民へ周知します。手続の流れについては以上となります。

いまご説明した手続の流れにおいて、本市の景観重要公共施設の候補を選定するに当たって具体的な方向性が必要です。第1段階の候補選定についてお話しいたします。景観重要公共施設の候補選定にむけては、基本的にふたつの考えかたの軸があります。ひとつには「現にある公共施設が良好な景観の構成要素となっている」ため、候補とするという考えかた。もうひとつは「今後、公共施設を新たに整備することで良好な景観を再生・創出する」ために候補とするという考えかたです。三浦市では、地域の景観の構成要素となす「現にある公共施設」の場合を中心に考えを進めていきたいと考えています。この考えから、三浦市景観計画の指定方針に立ち戻ります。景観計画には、指定方針として次の3点が書かれています。1 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設、2 良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設、3 祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設。以上の3点に対し、三浦市に「現にある公共施設」をあてはめて考えることとなります。

主要な施設かどうか、景観軸かどうか、多くの市民や来訪者に利用されている施設かどうかについては客観的な判断ができますが、「周辺景観においてシンボリックな存在」かどうか、「良好な景観を形成し」ているかどうか、「親しまれている」かどうかという点は、慎重な検討が必要な部分であると考えています。

実際に例を挙げてご説明いたします。指定方針1 主要な施設の漁港としては、三崎漁港や金田漁港が挙げられます。道路としては、国道134号、県道26号、215号、216号、このほか市道も対象となります。橋梁としては、城ヶ島大橋、宮川大橋などが挙げられます。公園としては、県立城ヶ島公園などが挙げられます。指定方針2の景観軸の道路としては国道134号など、海岸線としては三浦海岸、黒崎の鼻が挙げられます。指定方針3 イベント・祭礼等で多く利用される施設としては、三浦海岸や三浦スポーツ公園などが挙げられます。

これまでのご説明では、三浦市内だけの視点に立ってお話しておりましたが、視点を広げ、神奈川県全体として景観を考えたとき、三浦市はこちらの図に示すとおり、「三浦半島景観域」に属しており、また、

三浦市を通る景観軸として、「多摩三浦丘陵軸」「なぎさ軸」があります。同一の景観域では周辺自治体と地域の特性を踏まえた目標景観像を共有し、また、同一の景観軸では、景観域を超えた景観まちづくりの視点を持つことが不可欠です。景観重要公共施設を指定することは、地域景観の拠点や景観軸を指定することですので、周辺の景観に大きく影響します。自治体ごとの特色を活かすことも大切ですが、こうした統一的・協調的な考えかたとの均衡をとることもまた、重要となります。

参考として、三浦市と同様の景観域、景観軸に属する自治体における景観重要公共施設の指定事例を数例ご紹介いたします。横須賀市では、JR 横須賀駅から平成町、馬堀海岸を経て観音崎に至るうみかぜの路（海と緑の 10,000 メートルプロムナード）を文化行政のシンボルプロジェクトとして位置付け、地域毎の特色を活かしながら海と緑とを日常生活の中に取り入れ、憩いの空間を創出することを目的としています。逗子市では、景観重要公共施設を区域として指定しており、3箇所指定があります。区域1は「逗子海岸及び周辺道路」で、逗子海岸の海岸保全区域と国道 134 号をはじめとする道路を指定しています。背景となる海と山の景観を惹き立てるとともに、近隣市町を含めた路線の連続性に配慮したものです。

区域2は「逗子駅周辺の商店街路」です。逗子の玄関口である駅周辺の賑わいの景観を整備するための指定です。区域3は「田越川・池子川」です。逗子の丘陵を水源とする川を生活に身近な景観軸として指定したものです。鎌倉市では、景観重要公共施設を景観軸としてとらえ、ベルトという名称で4種類の景観軸にかかる施設の指定をしています。海浜ベルトでは、材木座から腰越までの海岸線などを指定しています。国道 134 号については、三浦半島と湘南・西湘地域を結ぶ路線として、隣接する都市と一体的な美しい海浜景観を創出することが求められているとしています。若宮大路ベルトは、海から鶴岡八幡宮に至るまでの県道 21 号を指定しています。鎌倉の歴史的都市軸であるとし、これを市のシンボルロードとして位置付けています。北鎌倉ベルトは、鎌倉・北鎌倉駅周辺の古都としてのまち並みと、大船駅周辺の都市としてのまち並みの連続性の整備を目的としています。柏尾川ベルトは、河川と川沿いを走る JR 東海道本線と湘南モノレールを中心として指定されており、沿道の緑化など都市としてのまち並みを魅力的にする方針が示されています。

以上3件の具体的な事例について、概略をまとめてみます。ご紹介した横須賀市・逗子市・鎌倉市は、神奈川県の基本方針において、三浦市と景観域や景観軸を共有する自治体です。このほか、葉山町では現時点では景観重要公共施設の指定は行っていません。近隣自治体の事例を見ていくと、共通点が3点挙げられます。ひとつめに、景観軸を中心とした指定が多いこと。ふたつめに海岸線や路線の連続する周辺自治体への配慮がみられること。みつめは、横須賀市にはあまり当てはまりませんが、駅前の都市景観を指定していること。これらの近隣自治体での事例を踏まえて、次回、具体的な候補の選定に取り組みはじめたいと考えております。

以上でご報告をおわります。

**【鈴木会長】**

こちらについて、何かご意見ありますか。

これは、次回審議会で議論するということよろしいですか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【鈴木会長】**

通常であれば、景観重要公共施設は景観計画に指定の根拠を求めなければいけません。図の引用についても、景観計画をもとにすべきです。景観計画の中でどのように位置付けられているのかがわからないと、施設管理者としても何を根拠に話をされているのかということをお聞きできません。景観計画に示されていないのであれば、審議会に意見を聴取し、こちらを選定すべきと答申を受け、この答申を根拠に公共施設管理者と協議をしないと話がはじまりません。こちらは今回、報告事項とはしていますが、一度、審議会でもどのような方針とするか議論する、または是非を問う必要があると思います。たとえば、今回の具体例にはありませんでしたが、岩堂山に抜けていく市道には、両側が農地となって大変景色のよいものもあります。公共施設を指定することが目的ではなく、道路沿いの占用では、看板をなるべく出さないようにしようとか、夏の海の家についても占用物件として色彩基準を設けたり広告物について配慮を求めたり、夜間にライトがあまりキラキラと光らないようにしたりとか、指定したら何を求めるのかということも考えなければなりません。

**【名倉委員】**

今回、公共と冠されていますが、なぜ民間は掬いあげないのですか。民間もいっしょに連れていかないと成立しないのではないですか。

**【鈴木会長】**

民間の開発については、まちづくり条例にかかる規模の開発については景観計画に沿っているかどうか市で審査して、市の方針を反映させています。これに対して、公共施設はどうかという声があります。国や県など、それぞれ公共施設の管理者は異なるため、公共施設にはなかなか市の方針が反映されづらい状況があります。このため、景観重要公共施設に指定して、基準については景観に調和するようにしてくださいという約束事を決めようというのが景観重要公共施設の制度です。

**【名倉委員】**

わかりました。

**【鈴木会長】**

三浦半島の他市でもお手伝いをしている中で、若干困ることもあります。例えば、逗子市では、国道134号を指定しています。トンネルの上部が崩落した事故があり、復旧工事と防災工事を行うという事例があり、道路管理者は安全側に立って、法枠工を一面に行おうとしたため、逗子市では協議を行うよう求めました。結果としては協議が行われないうまま、工事に踏み切られてしまい、逗子市は抗議しましたが、道路管理者からは安全性の観点から景観に配慮することはできないという回答がありました。安全か景観かというのは答えの出にくい問題です。

**【上野委員】**

神奈川全体の構想が示されている中、各市は各市のことだけを考えています。海岸線や道路の統一性というのは境界をまたがる要素が多いです。例えば4市で協調して、三浦半島全体として考えるという視点は、こうしたものに取り組むときは必要なのではないかと思います。

**【鈴木会長】**

ご指摘のとおりです。三浦半島には、連絡協議会があります。

**【事務局】**

平成19年ごろの市町村が景観行政団体となるかどうかという時期には、県が主導的に三浦半島の景観に取り組んでいました。このとき、県が基本方針としていたのが、今回示した景観域と景観軸の考えかた

です。現在の景観行政団体は市町村ですので、県が統一的に考えかたを示していた時代から、市町村が独自に景観計画を示す時代に移り変わっています。県の時代の基本的な考えをご紹介します。

【鈴木会長】

県の基本方針は、県の条例を作ったときのものです。横須賀土木事務所管内では、管轄区域の市町村を対象に情報交換のような会議は複数回開催されていたように記憶しています。

【事務局】

そのとおりです。ただし、現在、三浦半島連絡調整会議は、定期的には開催されるものではありません。

【鈴木会長】

三浦市は取り掛かりが遅かったのですが、先行していた逗子市はこのときに国道 134 号を指定しています。鎌倉市は藤沢土木事務所管内のため、むこうはむこうで国道 134 号を指定しています。そのすり合わせが難しいというのがあります。

【上野委員】

さきほど海の家の問題などが具体例として挙げられましたが、いろいろなところで問題になっていると思います。地区で単独に対応できるのでしょうか。これについては三浦半島で統一的な対策をすることはできないのでしょうか。

【鈴木会長】

そこまではないでしょう。どちらかというとなら風紀の問題のほうが強い事例です。いずれにしろ、今回は報告事項ということで、これから議論を重ねていくという認識でよろしいですか。いきなりこれで景観重要公共施設指定となると問題だと思いたしますが。

【事務局】

どの公共施設にするかという候補選定を次回あたりに、こちらからの提案も含めてお示しできればと思っています。

【鈴木会長】

わかりました。皆様もよろしいでしょうか。

## ■報告事項2 みうらビューマップの最終案について

【鈴木会長】

それでは、報告事項2をお願いします。

【事務局】

報告事項2について、ご説明します。市内の景観を、市内外の方に知ってもらうためのきっかけづくりとして、いくつかのテーマを設定し、それぞれマップの作成を行っていきたくと考えております。第一弾として、眺望点（ビューポイント）を集めたみうらビューマップを企画し、原案作成に取り組んでまいりました。前回審議会にていただいた意見を反映させた修正案に対し、昨年末から1月10日までの期間で委員の皆様へ再度ご意見を伺いました。

お手元の資料5は、こうしてできあがった最終案です。なお、こちらについては、すでに写真の撮影者のかたがたに掲載の内諾を得ておりますので、掲載写真の変更はできません。

マップ作成の手段についてのご意見も、前回審議会では多くいただきましたが、眺望点をテーマとしたこのみうらビューマップに関しましては、資料5のかたちを三浦市の最終案としたいと考えております。

今回の審議会にて内容の確認をいただいた後は、年度末までに撮影者のかたがたに正式な許諾を取り、4月から活用を行います。以上でご報告を終わります。

【鈴木会長】

こちらについて何かご意見はありますか。これについては、事務局から事前に相談をいただいております。デザインを見直したほうがよいのではないかとの意見を伝えてあります。デザインについては、以前の審議会でも各委員より意見がありましたが、最終案として示されたものにしても、もう少しデザインに配慮したほうがよいと思います。デザインの修正については、会長に御一任いただけますでしょうか。実はすでに、別途、作業をしています。

【一同】

わかりました。

【鈴木会長】

いつまでに出すという決まりはないのですか。

【事務局】

希望では、年度内を目処にと考えています。平成28年度の写真コンクール応募作品を使用したデザインとしていますので、あまり間を置かずに作成することが望ましいです。

【鈴木会長】

写真の変更はしません。それほど大きな変更にはならないとは思いますが。原案では、テキストの配置のしかたなど、配布物のデザインとして最低限おさえておくべき点がおさえられていませんので、そうした点の変更を行います。よろしいでしょうか。

【上野委員】

私は実際に掲載地点を全部回ってみました。実際に観光客が現地に行くことを想定すべきです。コースがわからないとか、ゴミが山積しているとか、危険な箇所があるとか、行ってみてがっかりするようなことは逆効果になります。マップを出す以上は、責任を持ったほうがよいのではという感想を持ちました。

【鈴木会長】

他にはよろしいでしょうか。

### ■報告事項3 景観学習の取組みについて

【鈴木会長】

報告事項3をお願いします。

【事務局】

報告事項3「景観学習にむけた取組みについて」ご説明します。こちらについては、口頭のみでのご報告となります。先月1月24日に市内小中学校の校長先生がたが集まる会議の場にて、景観学習についてのご紹介をしました。5分ほどのプレゼンテーションの中で、総合学習で景観をテーマに取り上げていただくため景観の基本的事項や、三浦らしい景観をつくり、守るためには学校教育の場での普及・啓発活動が不可欠であること、また、国交省が示している景観学習のモデルプログラムを参考に具体例を示しながら説明しました。今後、学校側から手が挙がるかどうかはわかりませんが、何らかのアクションがあるのは、実際に授業のカリキュラムを組む年度末以降となります。以上で、ご報告を終わります。

**【鈴木会長】**

よろしいでしょうか。ご質問があれば、お願いします。

**【上野委員】**

いちばん大事な点でよいと思います。これは今回初めてですか。今後、もっと働きかけを強化していくということですか。

**【事務局】**

今回が初めての取組みです。小学校に景観学習を取り入れていただきたいというプレゼンテーションを実施した段階ですので、総合学習のカリキュラムに組み込んでいただけるかどうかは学校教育課に連絡が来ることになっています。成功するか否かは複数年度にまたがるため、わかりにくいところですが、今年度が難しくても、次年度以降も働きかけ、景観学習の大切さを訴えていきます。プレゼンテーションでは、6時間ぐらいの学習を提案しています。2時間ごとに、事前準備、まち歩き、発表というかたちです。現場の印象では、6時間は長いとのこと聞いていますので、これにはこだわらずに関わっていきたいと考えています。

**【上野委員】**

国の方針として、アクティブラーニングを学校の中に取り入れたいという状況ですし、景観学習の6時間についても、より体験学習的にするとか、実践活動に結びつけていくなど、単に知識を身につける場としてだけでなく、行動を起こしていくものになればと思います。

**【事務局】**

総合学習が縮小傾向であるとは聞いています。また、現在、三浦市内の小中学校では、海洋学習に力をいれています。

**【中津委員】**

行政の内部での連携を取りながら、教育委員会と接したほうがよいです。海洋学習によって、海業とか別部署でお金の動きはあるでしょうし、観光行政というところもあるでしょう。景観といっても写真を撮りたくなるような景観ばかりでなくて、アクティビティであるとか、そうしたところも含めていけば、三浦ならではのプログラムができるのではないかなと感じます。

**【鈴木会長】**

他市でも同様の事例はあります。逗子では関東学院の先生が中学校を対象に行っています。小田原でも以前に取り組んでいました。将来の担い手を増やしていくというのは大事なことだと思います。

よろしいでしょうか。他にご意見がないようでしたら、以上をもちまして本日の報告事項は終了とします。その他、事務局から何かありますか。

**【事務局】**

景観の普及啓発活動の一環として、市の広報紙「三浦市民」の表紙にみうら景観資産を平成30年1月号から12月号まで1年間紹介してもらえることになりました。また、庁内で行政計画を策定する際に、みうら景観資産などの写真を提供して欲しいという依頼を受けるようになりましたことをご報告いたします。

その後、事務局より、みうら観光写真コンクール表彰式が3月25日に行われる旨を伝達し、閉会を宣言した。